

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	四国中央市鳥獣被害防 止対策協議会

四国中央市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 四国中央市農業振興課
所 在 地 四国中央市中之庄町 1684 番地 16
電 話 番 号 0896-28-6323
F A X 番 号 0896-28-6126
メールアドレス nougyoshinkou@city.shikokuchuo.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ シカ サル
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	四国中央市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
イノシシ	稲	被害面積	4.80ha	被害金額 1,668 千円
	果樹	〃	0.61ha	〃 227 千円
	野菜	〃	0.1 ha	〃 33 千円
	いも類	〃	0.56ha	〃 1,940 千円
ニホンジカ	スギ	被害面積	9.35ha	被害金額 — 千円
	ヒノキ	〃	6.4 ha	被害金額 — 千円
ニホンザル	稲	被害面積	0.17ha	被害金額 60 千円
	果樹	〃	2.8 ha	〃 3,490 千円
	野菜	〃	0.02ha	被害金額 29 千円

(2) 被害の傾向

① イノシシ

市内の山間部に生息しており、山裾から平坦部にかけて出没している。被害報告および捕獲数は年によりばらつきがあり、個体数の推移は不明である。

農作物への被害は、水稻、野菜の収穫期（8月～10月）から柑橘の収穫時期（11月～4月）に集中・多発しており、市の東端と西端での被害が顕著である。特に水稻の収穫期における食害及び踏み倒しの被害が目立ち、農地に対する防除意識の低さも相まって、侵入されるとその被害の大きさにより生産意欲が削がれる要因となっている。

イモ類の被害も水稻の被害と平行して確認されているため、注視していく必要がある。また、市街地にも出没しており、人的被害が懸念される。

② ニホンジカ

市内の高知県境に隣接した新宮地域、嶺南地域に生息していたが、生息区域の拡大に伴い、市内一円の山間から中山間部へ活動区域が拡大している。平成8年頃から、高齢化が進んだ人気の少ない集落を中心に被害が拡大し、生息数は増加傾向にある。通年被害が発生しており、被害範囲も拡大している。植林地での被害が多く、幼齢樹の食害や剥皮等の被害が発生している。また、新宮、嶺南地域の主要作物である花しば、茶にも食害が散見されている。

③ニホンザル

近年出没場所が市内山間部全域から中山間及び平坦部の一部地域へ拡大し、生息数は増加傾向にある。

深刻であった果樹をはじめとする農作物への被害は、農家主体で対策活動をしている地域においては減少傾向にあるが、防除意識の低い地域や、生産性の低い作物に対する被害が拡大するとともに、耕作放棄地も拡大している。

なお、住宅地等への出没範囲の拡大や威嚇行為なども発生しており、人慣れによる地域住民への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	6.07 ha	3,868 千円	5.46ha	3,481 千円
ニホンジカ	15.75 ha	一千円	14.18ha	一千円
ニホンザル	2.99 ha	3,579 千円	2.7ha	3,221 千円
合計	24.81 ha	7,447 千円	22.34ha	6,702 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【令和３年度】 ○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 事業費 9,313,000 円 ・捕獲実績 イノシシ 421 頭 ニホンジカ 881 頭 ニホンザル 90 頭 ○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助） 事業費 13,850,000 円 （県 5,599 千円 市 8,251 千円） ・捕獲実績 イノシシ 413 頭 ニホンジカ 881 頭 ニホンザル 91 頭 ○捕獲隊支援事業（県単） 事業内容：捕獲隊の組織化 事業費：1,071,005 円	猟友会や認定事業者、わな猟免許を取得した農業従事者等の協力を得ているが、捕獲数は令和２年度をピークに増減を繰り返し、農林作物への鳥獣被害は減少していない。 継続的な捕獲活動が必要であるが、狩猟者の減少や高齢化に伴い十分な捕獲体制が取れなくなりつつある。 今後は農業従事者自らによる捕獲を奨励し狩猟技術の継承、後継者の育成に努める必要がある。

	補助金 : 392,200 円 対象事業費の 1/2 以内 ○わな猟狩猟免許取得費補助事業（市単） 免許取得者 9 人 事業費 : 42,900 円 【令和 4 年度】 ○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 事業費 9,421,000 円 (県 9,291 千円 市 130 千円) ・捕獲実績 イノシシ 424 頭 ニホンジカ 892 頭 ニホンザル 119 頭 ○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助） ・事業 14,280,000 円 (県 5,967 千円 市 8,313 千円) ・捕獲実績 イノシシ 424 頭 ニホンジカ 899 頭 ニホンザル 105 頭 ○捕獲隊支援事業（県単） 事業内容：捕獲隊の組織化 事業費 : 896,770 円 補助金 : 406,500 円 対象事業費の 1/2 以内 ○わな猟狩猟免許取得費補助事業（市単） 免許取得者 14 人 事業費 : 72,800 円 【令和 5 年度】	
--	--	--

	○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 事業費 7,170,000 円 ・捕獲実績 イノシシ 285 頭 ニホンジカ 702 頭 ニホンザル 83 頭 ○シカ特別対策等事業 事業費 2,047,000 円 ・捕獲実績 ニホンジカ 295 頭 ○有害鳥獣総合捕獲事業 (県補助) ・事業費 14,130,000 円 (県 6,312 千円 市 7,818 千円) ・捕獲実績 イノシシ 276 頭 ニホンジカ 1,033 頭 ニホンザル 104 頭 ○捕獲隊支援事業(県単) 事業内容: 捕獲隊の組織化 事業費 : 891,660 円 補助金 : 354,500 円 対象事業費の 1/2 以内 ○わな猟狩猟免許取得費補助事業(市単) 免許取得者 7 人 事業費 : 36,400 円	
防護柵の設置等に関する取組	【令和3年度】 ○有害鳥獣被害防止対策事業(市単) 補助金 : 1,089 千円 実施地区: 四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等事業経費の 1/2・50 千円限度	防護柵等の設置数については増加傾向にあり、一定の効果ははたすが、高齢化等に伴い耕作放棄地が増加し、集落全体で見ると効率的な設置がなされていない箇所が多くある。 このため集落が一体となった防

	【令和４年度】 ○鳥獣被害防止施設整備事業 (県単) 事業内容：サル用大型囲いワナ 補助金：929,500円 (県224千円 市705.5千円) 実施地区：土居町上野 ○有害鳥獣被害防止対策事業 (市単) 補助金：727,000円 実施地区：四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等 事業経費の1/2・50千円限度 【令和５年度】 ○有害鳥獣被害防止対策事業 (市単) 補助金：1,247,000円 実施地区：四国中央市全域 有害鳥獣の侵入防止用金網等 事業経費の1/2・50千円限度	護柵設置の推進が必要である。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組		

(５) 今後の取組方針

地域ぐるみで、被害防止対策を進めることで、防護柵設置と捕獲による効率的な捕獲体制を確立していく。 捕獲実績があるにもかかわらず有害鳥獣の被害が減少していない地域があるため、研修会等を通じて野生鳥獣に関する正しい知識の普及に努めるとともに、地域住民が主体となった防護柵の設置を推進していく。 また、収穫残さ、未収穫農産物、廃棄農産物等の適切な処理や、緩衝帯の設置、耕作放棄地の解消など、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりのための意識改革や追払い活動を支援していく。 あわせて、捕獲者の高齢化、減少化に伴い、農家自身によるわな猟免許の取得を奨励し、農家自らが捕獲に取り組むよう促していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内在住の狩猟免許所持者を中心とした捕獲隊を結成して、鳥獣被害を受けた地元住民の組織や農業協同組合、森林組合等から依頼を受けて、有害鳥獣の捕獲を実施する体制を整備している。また四国中央市有害鳥獣捕獲隊による機動的な捕獲を実施する。

ライフル銃の許可については被害を防止するため、各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が発生していることを鑑み、スコープ等を装着することを条件に、猟期中に限って市内全域で許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	捕獲が円滑に進むよう地域が一体となった捕獲体制の整備に努める。また、捕獲技術講習会等の開催や効率的な捕獲器材の導入により、捕獲技術を高めるための取組を推進する。特にニホンザルについては地域の合意形成が整えば大型囲いわなについて推進する。 わな免許新規取得に対する補助を行うことにより農家が有害鳥獣駆除に取り組む際の金銭的負担を軽減する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ 第5次愛媛県イノシシ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。
ニホンジカ 第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。
ニホンザル 第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。大型捕獲おりによる捕獲増を見込む。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	450	450	450
ニホンジカ	800	800	800
ニホンザル	150	150	150

捕獲等の取組内容
わな・銃器を用いて、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを対象に被害発生時に捕獲を行う。対象地域は市内全域とする。 猟期外のイノシシ、ニホンジカにおいてはわなによる捕獲とし、銃器は止めさしのみとする。ただし、林業者の事業地域内におけるニホンジカの捕獲は、この限りでない。 猟期中イノシシの捕獲については狩猟で対応してもらうが、鳥獣保護区に関しては被害状況に応じて許可を行う。 ライフル銃は猟期中のニホンジカを対象とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害を防止するため、各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が発生していることを鑑み、スコープ等を装着することを条件に、猟期中に限って市内全域で許可を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	金網柵・電気柵等の設置 2,000m	金網柵・電気柵等の設置 2,000m	金網柵・電気柵等の設置 2,000m
ニホンジカ	金網柵・電気柵等の設置 1,500m	金網柵・電気柵等の設置 1,500m	金網柵・電気柵等の設置 1,500m
ニホンザル	複合柵等の設置 500m	複合柵等の設置 500m	複合柵等の設置 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	補助金を活用した場所については定期的に確認・指導を行う	補助金を活用した場所については定期的に確認・指導を行う	補助金を活用した場所については定期的に確認・指導を行う

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

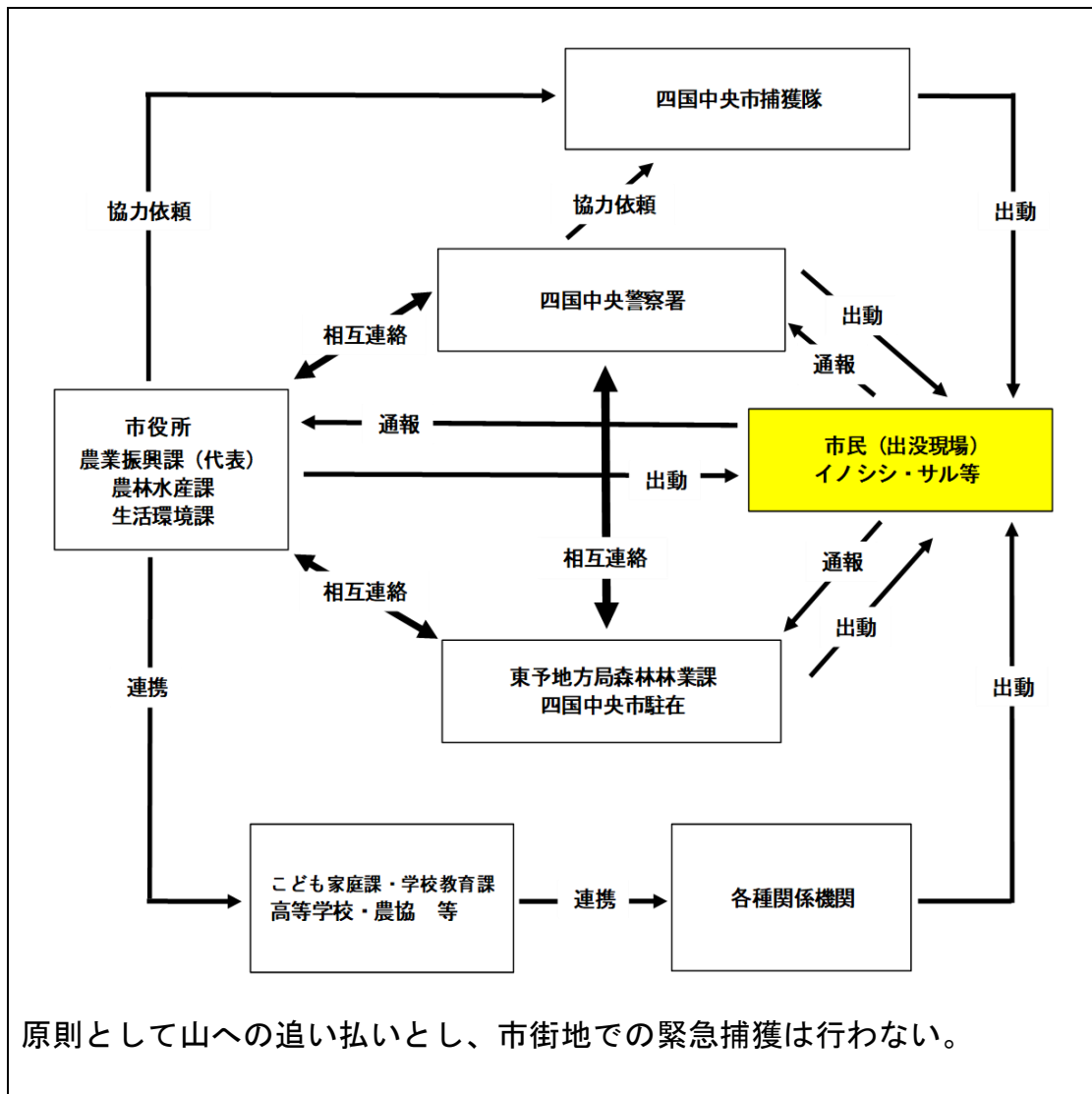
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・ 鳥獣対策に関する知識と技術の普及啓発 ・ 関係機関の連携による住民主体の防除体制づくりの推進 ・ 放置果樹や耕作放棄地の適切な管理指導 ・ 侵入防止柵等の設置推進

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
四国中央警察署	情報収集と市民の安全確保
四国中央市役所	情報提供と連絡通報・対応協議
四国中央市捕獲隊	野生鳥獣の捕獲等安全確保
東予地方局森林林業課四国中央市駐在	情報提供と連絡調整・対策指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則埋設処分とする。

埋設場所の提供等は許可を受けた者が場所を確保できない場合、捕獲依頼者が提供するよう努める。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い施設の充実については検討が必要であるが、どの程度需要があるか調査を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の実施

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	四国中央市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
四国中央市	事務局担当：協議会に関する連絡・調整 有害捕獲・防除に関すること
うま農業協同組合	農業者からの被害等の情報収集、営農指導、被害防止対策事業の推進
宇摩森林組合	森林被害の情報提供、被害防止情報、技術の普及
愛媛県猟友会宇摩支部	野生鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施・狩猟免許取得の奨励
マルヨシ食品株式会社	野生鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
愛媛県農業共済組合東予支所	農業者からの被害等の情報収集、被害防止情報、技術の普及
東予園芸農業協同組合宇摩支部	農業者からの被害等の情報収集、営農指導、被害防止対策事業の推進
愛媛県東予地方局農業振興課 四国中央農業指導班	鳥獣被害に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・野生鳥獣被害防止に関する指導を行う。
愛媛県東予地方局森林林業課 四国中央市駐在	野生鳥獣に関する情報提供、狩猟者の適正な捕獲指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 1 月に実施隊（市職員のみ 10 名程度）を結成。対象鳥獣の生息・被害調査を行うとともに、侵入防止柵の設置や追払い活動等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体と協力して対策を推進するだけでなく、集落や地域ぐるみで住民と一体となった取組みを展開し、被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関が協議会を通じて対策案の検討や情報交換等で緊密に連携し、防護、捕獲、地域の環境整備を 3 本柱として被害の軽減に取り組んでいくとともに、研修会等を通じて、意識統一した活動にしていく必要がある。